

直接請求・原賠ADR・訴訟

- 直接請求

- 中間指針を超える損害は基本的に対象外
 - Cf.「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」（中間指針3頁）
 - 東電の過失責任の追及不可
 - 国の国賠責任の追及不可
- } 事故原因の解明、反省、謝罪

- 原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADR）の和解の仲介

- 和解案について受諾義務なし ※尊重義務はある →和解案受諾拒否事例
 - 中間指針の内容を大幅に超えることはない
 - 東電の過失責任の追及不可
 - 国の国賠責任の追及不可
- } 事故原因の解明、反省、謝罪

- 訴訟

最二判令和4年6月17日（6.17判決）

【前提】

「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。」

多数意見（実質3ページ半）

「そして、国又は公共団体が、上記公務員が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない。」

「仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、**津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置***を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高い。」

*原発敷地の南東側からの海水の侵入を防ぐことに主眼をおいた防潮堤・防波堤等の設置

反対意見（29ページ）

- ①法令の趣旨・目的
- ②本件技術基準の解釈等
- ③予見可能性等
- ④結果回避可能性等
- ⑤保安院の対応状況等
- ⑥経産大臣の規制権限不行使の違法
- ⑦結論

反対意見

- ①「各法令の目的及び各規定の趣旨に鑑みると、経済産業大臣の電気事業法40条に基づく規制権限は、原子炉施設の従業者やその周辺住民等が生ずる生命、身体に對する危害を防止すべく、最新の科学的、専門技術的措置が講じられるよう、適時にかつ適切に行使されるべきものであったといふことができる。」
- ②「本件技術基準は、原子炉設置者による電気供給等の事業活動を制約する面があり、それが電気供給を受けける者の利益にも影響し、ひいては国民生活及び国民経済の維持、発展にも関係し得るものであるが、他方においては国民の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼすなど、深刻な事態を生ずることが明らかなので、この安全性を重大な基礎となす被害を広く及ぼし得る事業活動を行なう者が、極めな履行を確保するため必要なる義務を負う場合においては、電気供給事業に係る津波による利益や電気を受給する者が正当化されるものではない。」

反対意見

- ③「経済産業大臣としては、本件長期評価の合理性の検討及びこれに基づく津波の想定等に一定の期間を要することを考慮しても、遅くとも本件長期評価の公表から1年を経過した平成15年7月頃までの間に、本件各原子炉施設について、原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがあると認識することができ、東京電力に対し、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発する必要があることを認識することができた」。
- ④「本件長期評価を前提に、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、東京電力に対し、技術基準適合命令を発していれば、本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったという高度の蓋然性があったということができる。本件長期評価は、本件地震のように、複数の領域が連動して超巨大地震が発生することを想定していなかったが、「想定外」という言葉によって、全ての想定がなかったことになるものではない。本件長期評価を前提とする事態に即応し、保安院及び東京電力が法令に従って真摯な検討を行っていたら、適切な対応をとることができ、それによって本件事故を回避できた可能性が高い。本件地震や本件津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならない。」

反対意見

- ⑤保安院の対応等について、「法が定める規制権限の行使を担うべき機関が事実上存在していなかったというに等しい。」
- ⑥「経済産業大臣は、平成15年7月頃には、本件各原子炉施設について、原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがあるとして、適切な措置を講じ、0条に基づき規制権限を行使しなかつたことは、その周辺に居住していた住民との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法であるというべきである。」
- ⑦「本件における経済産業大臣の規制権限の不行使は、平成15年7月頃以降、国家賠償法1条1項の適用上違法であり、しかも、この時点において、経済産業大臣の過失も認められ、上記不行使と本件事故との因果関係も認められるから、上告人は、同項に基づく損害賠償責任を免れない。」